

平成27年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年11月10日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2・第3会議室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	2番	岡田 孝明	3番	多内 茂
	4番	横山 和男	5番	岡本 達真
	6番	勝原貴美恵	7番	宮本彰太郎
	11番	橋本金次郎	13番	山崎 儀章
	14番	岩見 正明	15番	古井 淳二
	17番	鎌谷 一也	18番	谷口與理幸
	19番	木原君太郎	20番	有岡 正裕
	21番	安藤 博子	22番	澤田 俊雄

4. 欠席委員 4名

1番	竹内 明子	8番	東口 守夫
12番	木下祐一郎	16番	田中 正則

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 17番 鎌谷 一也 18番 谷口與理幸
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
農地法施行規則該当転用届について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案第4号 非農地証明について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について
- 第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、4名です。</p> <p>出席者数19名です。定足数に達していますので、平成27年度第8回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、17番鎌谷一也委員、18番谷口與理幸委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
安藤委員	<p>（平成27年度中国・四国ブロック女性農業委員研修会参加報告）</p>
議長（会長）	<p>その他ありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。 相続についての届出です。今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており問題なしということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届について。 今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫と進入路です。農振農用地区域外であり問題なしということで受理しました。</p> <p>報告4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p>

	<p>議案第1号 受付番号 15-1 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号 15-1 について説明します。</p> <p>土地の所在 徳丸地内1筆、台帳地目 田、現況地目 田、面積 283㎡です。売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという ことで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、64アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、申請地では水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、2番 岡田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
岡田委員	<p>譲受人に面会し確認しました。近くの農地を耕作されていますし、他の農地についても耕作されていますので問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第2号 受付番号5-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号5-1について説明します。

土地の所在地 下峰寺地内2筆、台帳地目 田、現況地目 畑 と台帳地目 田、現況地目 田、面積 1,851㎡の内3.7㎡と2,750㎡の内246.31㎡、合計250.01㎡。住宅建築を目的とする転用です。

場所は、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。

土地利用計画図は6ページに、公共工事業計画図を7ページに付けています。

理由につきましては、県が施工する公共工事により、住宅の一部である離れが支障となり、宅地の残地には建築スペースがないため、隣地の申請地に移転建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、ほ場整備された農地、第1種農地に該当します。許可根拠は既存施設の拡張です。この場合、拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の1/2を超えないものに限りませんが、本案件は既存敷地面積751.04㎡に対し、拡張面積250.01㎡で既存面積の約33%ですので基準に該当します。

資力及び信用についてですが、資力は県との物件移転契約書のコピーにより確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、郡家土地改良区の同意もあり該当しないと考えます。許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を

必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、農振除外等の協議は終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は新設する水路に流し、排水は下水道接続します。住宅は木造平屋建てであり隣接地から1～3m離すため日照、通風に支障を及ぼすことはなく、周辺の農地に影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、24番田中喜一郎委員に事前調査をお願いしていますのでお願いします。

田中委員 11月2日に申請人に面会しました。公共工事のための移転ですし、周辺農地への影響も無いと思われまますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第3号 受付番号8-1について事務局より説明をお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。

農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 8-1 について説明します。

受付番号 8-1 土地の所在地 下峰寺地内1筆、台帳地目 田、現況地目 田、面積 2,750 m²の内 164.11 m²。

農業用倉庫を転用目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書9ページから11ページに図面を付けていますが、先ほどの議案第2号の隣地になります。土地利用計画図は12ページに付けています。理由につきましては、県が施工する公共工事により、現在の農業用倉庫が支障となるため移転建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、ほ場整備された農地、第1種農地に該当します。許可根拠は農業用施設に供するです。

資力及び信用についてですが、資力は県との物件移転契約書のコピーにより確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、郡家土地改良区の同意もあり該当しないと考えます。許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、農振用途区分変更の協議は終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は新設の水路を使用するため、周辺の農地に影響はないと考えますし、平屋の農業用倉庫は隣接地から2mは離れて建築するので、日照、通風に支障を及ぼさないと考えます。また、被害防除については、すみやかに対処することとし

	ており問題ないと考えます。以上で説明を終わります。
議長（会長）	この件につきましては、24番 田中喜一郎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中委員	11月2日に両者に面会し聞き取りをしましたが、周辺農地への影響も無いと思いますので問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号8-1について申請どおり決定いたします。 以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして日程第6 議案第4号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号 非農地証明について。 農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号9-1について説明します。 土地の所在地 麻生地内1筆、登記地目 畑、現況地目 原野、面積9.91㎡。 場所につきましては、議案書の14ページから16ページに図面を付けています。 理由につきましては、昭和10年月日不詳より耕作しておらず、現在は原野となっています。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。 現地へ行くのは危険と判断し、写真判定を勝原委員、田中正則委員、橋本委員にお願いしました。
議長（会長）	この件につきましては、6番勝原委員に事前調査をお願いしていま

	すので、報告をお願いします。
勝原委員	2年前にも近くの土地の申請がありました。とても歩いて行ける場所ではなく、原野化しており農地へ戻すのは困難だと思います。非農地で問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号 9-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。以上で議案第 4 号 非農地証明について審議を終わります。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号農用地利用集積計画案の決定について。 八頭町長から平成 27 年 10 月 29 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の 17 ページから 20 ページをご覧ください。 今月は新規 8 件、うち中間管理事業 4 件、更新 8 件です。面積は、田 30,582 m ² 、畑 6,541 m ² 、合計 37,123 m ² 。うち中間管理事業は田 12,220 m ² です。 16 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
議長（会長）	受付番号 206-1 から 221-16 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 206-1 から 221-16 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最初に、議案書の訂正をお願いします。21, 22 ページの整理番号 67-1 の設定する権利の下の契約終了年月日ですが、平成 38 年 1 月 31 日とありますが平成 31 年 1 月 31 日の誤りですので、訂正をお願いします。すみませんでした。</p> <p>それでは議案第 6 号農用地利用配分計画案について説明をします。</p> <p>八頭町長より平成 27 年 10 月 29 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 67-1 から 69-3 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 5 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 12, 220 m²を借受け希望のありました農業生産法人と担い手へ配分するものです。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、案どおり承認いたします。</p> <p>以上で日程第 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして日程第 9 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について審議を行います。受付番号 4-1 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について。</p> <p>八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施</p>

行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号 4-1 について説明します。

申請地 上津黒地内 1 筆、台帳地目 田、現況地目 田、面積 166 m²の内 41 m²。目的は、墓地です。

理由としては、既存の墓地が山中にあり、墓地への道が険しく、今後の管理が困難となるため申請地に移設したいとのことです。

場所は、25 から 27 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 28 ページに付けています。

この農地は、ほ場整備されておらず、生産力の低い第 2 種農地に該当し、代替地なしということで転用許可要件に当てはまると考えますので、除外後は転用可能な農地と考えます。

議長（会長） この案件は、1 1 番橋本委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

橋本委員 11 月 3 日申請人に面会し、現地確認を行いました。問題ないと考えます。

議長（会長） 意見・質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
続きまして、受付番号 5-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 5-2 について説明します。

申請地 水口地内 2 筆、台帳地目 田、現況地目 田、面積 1,047 m²と 844 m²、合計 1,891 m²。

目的は、農用地区域への編入です。

理由としては、中山間地域等直接支払交付金事業の協定対象農用地に位置付け、農業生産活動を行っていくためとのことです。

場所は、議案書の 25, 29, 30 ページに図面を付けています。

この農地は、ほ場整備されていない第 2 種農地であり、農用地区域に隣接している農地です。

議長（会長）	この案件は、18番谷口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
谷口委員	農業生産活動を続けていく農地として管理したいということで、農用地区域から外れていた該当農地を編入したいとのことです。問題ないと考えます。
議長（会長）	意見・質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 6-3 から 11-8 について一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号 6-3 から 11-8 について説明します。 申請地 大江地内 6 筆、台帳地目 すべて田、現況地目 すべて田、面積 407 m ² 、747 m ² 、1,384 m ² 、1,755 m ² 、2,595 m ² 、1,891 m ² 。 目的は、すべて農用地区域への編入です。 理由としては、中山間地域等直接支払交付金事業の協定対象農地に位置付け、集落の守るべき農地として維持管理をしていくためとのこと。 場所は、議案書の 25 ページと 31 から 42 ページに図面を付けていますが、6-3 から 8-5 は大江集落内の農地、9-6 から 11-8 は大江集落南側の農地です。これらの農地は、ほ場整備されていない第 2 種農地であり、農用地区域近隣の農地です。
議長（会長）	この案件は、21番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
安藤委員	きちんと耕作されている農地です。受付番号 10-7 については、獣被害があるということですが、畑にして何とか耕作しようと努力されていますし、受付番号 11-8 については、ほんもろこを養殖されていましたが、需要も少なくなってきたので、田に戻し耕作していくとのこと。皆さんが何とかして農地を守っていきたいと頑張られておられますので、問題ないと考えます。

議長（会長）	意見・質問はありませんか。
山崎委員	中山間地域等直接支払交付金事業のために編入ということですが、その場合、1 h a 以上の一団の農地となっていないといけないと思いますが、これらの申請地はなっているのでしょうか。
安藤委員	はい、一団の農地となっています。
議長（会長）	その他意見・質問ありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 以上で、議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして日程第 10 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●10 月審議の転用案件の許可状況について ●農地パトロールについて ●建議書について ●農業委員会法改正について <p style="margin-top: 20px;">次回委員会は、12 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から船岡地区公民館 大集会室で行います。以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 8 回農業委員会を終了します。
	終了（14 時 50 分）